

平成30年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H30.9.19現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A000-00	301000110	歯科初診料	5	点数等(新又は現点数)	237.00	234.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				届出	17	0	
				施設基準①	1351	0	
A000-00	301000210	地域歯科診療支援病院歯科初診料	5	注加算グループ	C177	C001	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
A000-00	301072810	歯科初診料（未届出）	3	新 設			【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A000-00	301001570	歯科外来診療環境体制加算 1	5	基本名称（診療行為名称）	歯科外来診療環境体制加算 1	歯科外来診療環境体制加算	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				省略名称（診療行為名称）	外来環 1	外来環	
				点数等(新又は現点数)	23.00	25.00	
				施設基準②	0	1362	
				施設基準③	0	1317	
A000-00	301072970	歯科外来診療環境体制加算 2	3	新 設			【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301001610	歯科再診料	5	点数等(新又は現点数)	48.00	45.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				届出	17	0	
				施設基準①	1351	0	
A002-00	301001710	地域歯科診療支援病院歯科再診料	5	注加算グループ	C178	C002	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A002-00	301073010	歯科再診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301002810	電話等歯科再診料	5	点数等(新又は現点数)	48.00	45.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				届出	17	0	
				施設基準①	1351	0	
A002-00	301002910	電話等地域歯科診療支援病院歯科再診料	5	注加算グループ	C181	C139	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため
A002-00	301073110	電話等歯科再診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301003050	同日歯科再診料	5	点数等(新又は現点数)	48.00	45.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				届出	17	0	
				施設基準①	1351	0	
A002-00	301003250	同日地域歯科診療支援病院歯科再診料	5	注加算グループ	C178	C002	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				公表順序番号	335000	350000	【平成30年10月診療分から適用】 公表順序番号の変更のため
A002-00	301073250	同日歯科再診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301003150	同日電話等歯科再診料	5	点数等(新又は現点数)	48.00	45.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				届出	17	0	
				施設基準①	1351	0	
A002-00	301003350	同日電話等地域歯科診療支援病院歯科再診料	5	注加算グループ	C181	C139	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A002-00	301073350	同日電話等歯科再診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301026470	再診時歯科外来診療環境体制加算 1	5	基本名称（診療行為名称）	再診時歯科外来診療環境体制加算 1	再診時歯科外来診療環境体制加算	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				省略名称（診療行為名称）	再外来環 1	再外来環	
				点数等（新又は現点数）	3.00	5.00	
				施設基準②	0	1362	
				施設基準③	0	1317	
A002-00	301073470	再診時歯科外来診療環境体制加算 2	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A100-00	301005010	急性期一般入院料 1	5	施設基準②	0	3196	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301060510	急性期一般入院料 2	5	施設基準②	0	3196	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301060610	急性期一般入院料 3	5	施設基準②	0	3196	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301060710	急性期一般入院料 4	5	施設基準③	0	3432	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301060810	急性期一般入院料 5	5	施設基準③	0	3206	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301060910	急性期一般入院料 6	5	施設基準③	0	3207	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301019410	急性期一般入院料 1（月平均夜勤時間超過減算）	5	施設基準②	0	3201	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A100-00	301061110	急性期一般入院料2（月平均夜勤時間超過減算）	5	施設基準②	0	3201	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301061210	急性期一般入院料3（月平均夜勤時間超過減算）	5	施設基準②	0	3201	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301061310	急性期一般入院料4（月平均夜勤時間超過減算）	5	施設基準③	0	3432	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301061410	急性期一般入院料5（月平均夜勤時間超過減算）	5	施設基準③	0	3206	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301061510	急性期一般入院料6（月平均夜勤時間超過減算）	5	施設基準③	0	3207	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301051610	急性期一般入院料1（夜勤時間特別入院基本料）	5	施設基準②	0	3428	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301061810	急性期一般入院料2（夜勤時間特別入院基本料）	5	施設基準②	0	3428	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301061910	急性期一般入院料3（夜勤時間特別入院基本料）	5	施設基準②	0	3428	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301062010	急性期一般入院料4（夜勤時間特別入院基本料）	5	施設基準③	0	3432	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301062110	急性期一般入院料5（夜勤時間特別入院基本料）	5	施設基準③	0	3206	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
A100-00	301062210	急性期一般入院料6（夜勤時間特別入院基本料）	5	施設基準③	0	3207	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第44号に基づき変更
C000-00	303000110	歯科訪問診療1（診療所）（1日につき）	5	適合区分（基準適合識別）	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準（基準適合識別）	8026	0	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303008750	歯科訪問診療 1 (診療所) (診療時間が20分未満の場合) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303006550	歯科訪問診療 1 (病院) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303008850	歯科訪問診療 1 (病院) (診療時間が20分未満の場合) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303000210	歯科訪問診療 2 (診療所) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303008950	歯科訪問診療 2 (診療所) (診療時間が20分未満の場合) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303006650	歯科訪問診療 2 (病院) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303009050	歯科訪問診療 2 (病院) (診療時間が20分未満の場合) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303004610	歯科訪問診療 3 (診療所) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303009150	歯科訪問診療 3 (診療所) (診療時間が20分未満の場合) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303006750	歯科訪問診療 3 (病院) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303009250	歯科訪問診療 3 (病院) (診療時間が20分未満の場合) (1日につき)	5	適合区分 (基準適合識別)	2	0	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303006310	歯科訪問診療料 (初診時) (1日につき)	5	点数等 (新又は現点数)	237.00	234.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				適合区分 (基準適合識別)	2	0	
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	
C000-00	303006410	歯科訪問診療料 (再診時) (1日につき)	5	点数等 (新又は現点数)	48.00	45.00	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				適合区分 (基準適合識別)	2	0	
				対象施設基準 (基準適合識別)	8026	0	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
C000-00	303007170	歯科訪問診療移行加算（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合）	5	項番（告示番号）	15	14	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
C000-00	303007270	歯科訪問診療移行加算（イ以外の場合）	5	項番（告示番号）	15	14	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
I000-02	309000450	歯の削合（1歯以上10歯未満）	9		廃 止		【平成30年10月診療分から適用】 平成30年3月26日付け保医発0326第5号 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき廃止
I000-02	309000550	鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除（1歯以上10歯未満）	9		廃 止		【平成30年10月診療分から適用】 平成30年3月26日付け保医発0326第5号 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき廃止
I000-02	309000650	歯冠形態修正（1歯以上10歯未満）	9		廃 止		【平成30年10月診療分から適用】 平成30年3月26日付け保医発0326第5号 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき廃止
I000-02	309000750	歯の削合（10歯以上）	9		廃 止		【平成30年10月診療分から適用】 平成30年3月26日付け保医発0326第5号 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき廃止
I000-02	309000850	鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除（10歯以上）	9		廃 止		【平成30年10月診療分から適用】 平成30年3月26日付け保医発0326第5号 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき廃止
I000-02	309000950	歯冠形態修正（10歯以上）	9		廃 止		【平成30年10月診療分から適用】 平成30年3月26日付け保医発0326第5号 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき廃止
N008-00	314002640	装着（帯環（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（標準型）））	5	省略名称（診療行為名称）	（材）帯環（歯科用合着・接着材料1（レジン系（標準型）））	（材）帯環（歯科用合着・接着材料1（レジン系（標準型）））	【平成30年4月診療分から適用】 省略名称（診療行為名称）の設定変更のため
N008-00	314011320	装着（帯環（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（自動練和型）））	5	省略名称（診療行為名称）	（材）帯環（歯科用合着・接着材料1（レジン系（自動練和型）））	（材）帯環（歯科用合着・接着材料1（レジン系（自動練和型）））	【平成30年4月診療分から適用】 省略名称（診療行為名称）の設定変更のため

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
5	C001	CA013	301001570	歯科外来診療環境体制加算 1	03	基本名称（診療行為名称）	歯科外来診療環境体制加算 1	歯科外来診療環境体制加算	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
5	C002	CA062	301026470	再診時歯科外来診療環境体制加算 1	03	基本名称（診療行為名称）	再診時歯科外来診療環境体制加算 1	再診時歯科外来診療環境体制加算	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
3	C021	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	10		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C079	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	09		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C128	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	09		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C156	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	07		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C157	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	09		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C158	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	08		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C159	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	08		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C166	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	08		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C167	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	07		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C168	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	08		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C169	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	07		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C170	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	08		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C171	CC050	303009370	未届出減算（歯科訪問診療料）（10点減算）	07		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
3	C177	CA001	301000370	乳幼児加算（初診）	01		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C177	CA004	301000670	時間外加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA005	301000770	休日加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA006	301000870	深夜加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA007	301000970	時間外特例医療機関加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA008	301001070	乳幼児時間外加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA009	301001170	乳幼児休日加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA010	301001270	乳幼児深夜加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA011	301001370	乳幼児時間外特例医療機関加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA002	301000470	歯科診療特別対応加算（初診）	02		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA003	301000570	初診時歯科診療導入加算	02		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA151	301072970	歯科外来診療環境体制加算 2	03		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA041	301018970	歯科診療特別対応連携加算	04		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C177	CA058	301026070	歯科診療特別対応地域支援加算	04		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA014	301001870	乳幼児加算（再診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA016	301002070	時間外加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA017	301002170	休日加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C178	CA018	301002270	深夜加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA019	301002370	時間外特例医療機関加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA020	301002470	乳幼児時間外加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA021	301002570	乳幼児休日加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA022	301002670	乳幼児深夜加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA023	301002770	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA015	301001970	歯科診療特別対応加算（再診）	02		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C178	CA152	301073470	再診時歯科外来診療環境体制加算 2	03		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA001	301000370	乳幼児加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA004	301000670	時間外加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA005	301000770	休日加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA006	301000870	深夜加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA007	301000970	時間外特例医療機関加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA008	301001070	乳幼児時間外加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA009	301001170	乳幼児休日加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA010	301001270	乳幼児深夜加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C179	CA011	301001370	乳幼児時間外特例医療機関加算（初診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA002	301000470	歯科診療特別対応加算（初診）	02		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA003	301000570	初診時歯科診療導入加算	02		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA041	301018970	歯科診療特別対応連携加算	03		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C179	CA058	301026070	歯科診療特別対応地域支援加算	03		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA014	301001870	乳幼児加算（再診）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA016	301002070	時間外加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA017	301002170	休日加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA018	301002270	深夜加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA019	301002370	時間外特例医療機関加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA020	301002470	乳幼児時間外加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA021	301002570	乳幼児休日加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA022	301002670	乳幼児深夜加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA023	301002770	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA015	301001970	歯科診療特別対応加算（再診）	02		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	
3	C180	CA045	301019370	明細書発行体制等加算	03		新 設	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C181	CA014	301001870	乳幼児加算（再診）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA016	301002070	時間外加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA017	301002170	休日加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA018	301002270	深夜加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA019	301002370	時間外特例医療機関加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA020	301002470	乳幼児時間外加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA021	301002570	乳幼児休日加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA022	301002670	乳幼児深夜加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	
3	C181	CA023	301002770	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（入院外）	01		新 設	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループの設定変更のため	

【算定回数限度テーブル】

区分番号	診療行為コード	診療行為名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A000-00	301072810	歯科初診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A000-00	301001570	歯科外来診療環境体制加算 1	5	基本名称（診療行為名称）	歯科外来診療環境体制加算 1	歯科外来診療環境体制加算	【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき変更
				省略名称（診療行為名称）	外来環 1	外来環	
A000-00	301072970	歯科外来診療環境体制加算 2	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設

【実日数関連テーブル】

区分番号	診療行為コード	診療行為名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A000-00	301072810	歯科初診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301073010	歯科再診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設
A002-00	301073110	電話等歯科再診料（未届出）	3		新 設		【平成30年10月診療分から適用】 厚生労働省告示第43号に基づき新設